

新・呼吸

新しい風、兵庫から

save the blue sky

兵庫県
ディーゼル自動車等運行規制
ナビゲーションBOOK

平成13年6月に改正された自動車NO_x・PM法では、自動車交通が集中し、これまでの対策のみでは環境基準の達成が困難な地域を「対策地域」（本県では、阪神・播磨の11市2町の地域）と指定し、排出基準に適合しない車両について、この地域内では一定期間経過後は、登録できなくなる「車種規制」が平成15年10月から施行されています。

車種規制は、法の対策地域外から対策地域へ流入する自動車には適用されないため、特に交通量の多い阪神東南部地域（神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市）における環境基準の早期達成とその維持のため、平成15年10月に「環境の保全と創造に関する条例」を改正し、車両総重量8トン以上の自動車（バスについては定員30人以上）で自動車NO_x・PM法の排出基準に適合しない車両については、平成16年10月より初度登録日に従って阪神東南部地域での運行規制を実施しています。



規制の概要

1 規制のフローチャート

- ① 自動車のナンバープレートの分類番号が、次のいずれかに該当しますか。

1,10~19,100~199(普通貨物) 2,20~29,200~299(バス) 8,80~89,800~899(特種自動車)

該当しない

該当する

- ② 普通貨物・特種自動車の場合、車両総重量が8,000kg以上ですか。

- ③ バスの場合、定員が30人以上ですか。

該当しない

該当する

- ④ 自動車の型式の識別記号が、次のいずれかに該当しますか。

ディーゼル
自動車

平成6年規制適合車(KC-) 平成2年規制適合車(W-) 平成元年規制適合車(U-)
昭和58年規制適合車(P-) 昭和57年規制適合車(N-) 昭和54年規制適合車(K-)
昭和52年規制以前(記号なし)

ガソリン・
LPG車

平成4年規制適合車(Z-) 平成元年規制適合車(T-) 昭和57年規制適合車(M-)
昭和54年規制適合車(J-) 昭和52年度規制以前(記号なし)

該当しない

該当する

- ⑤ 規制対象外の自動車(一部の特種自動車)に車体の形状が該当しますか。

該当する

該当しない

● 猶予期間を超えて、規制対象地域内を運行することはできません。

※ 規制対象から除外している道路での運行や、規制対象としないケースでの運行は可能です。

(②の規制対象地域を参照して下さい。)

- ① ナンバープレートの分類番号 初度登録年月 ③ 乗車定員

番号
01311

自動車検査証		初度登録年月 平成 19年 2月 3日	乗車定員 神戸運輸監理部長	
自動車登録番号又は車両番号 姫路 100 は ○○○○	登録年月 日付登録年月 平成 19年 2月 3日 平成 11年 2月 2日	自動車の種別 普通	用途 自家用	車体の形状 キャブオーバー
車両登録番号 ○○○	車両登録番号 R Z H 1 2 - 0 0 2 1 4 4 9	車両登録番号 24	車両登録番号 8000	車両登録番号 11620
車両登録番号 KC-S 4 1 5 R	車両登録番号 8 D C 9	車両登録番号 16.03	車両登録番号 軽油	車両登録番号 19785

⑤ 車体の形状

② 車両総重量

④ 形式の
識別記号

所有者の氏名又は名称 株式会社 ○○運輸	所有者の住所 兵庫県尼崎市○○町10-1	[○○○○]
使用者の氏名又は名称 ＊＊＊	使用者の住所 ＊＊＊	
登録の本拠地番号 兵庫県神崎郡○○町○○ ○-○ [○○○○]	登録の本拠地番号 平成 20年 2月 2日	
有効期間満了する日 以下余白		
この自動車は平成20年2月2日以後の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。		

基準を満たさない自動車での規制対象地域の運行可能な期間は、ここに記されている有効期間の1年後までとなります。

自動車NOx・PM法の猶予期間を過ぎている場合は、「この自動車は、NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」と記載されます。

● 規制の対象となりません ●

2 基準を満たしていない自動車の猶予期間

基準を満たしていない自動車については、初度登録日（新車として登録された日）に応じて次の猶予期間を設けています。

自動車の種別	初度登録日	猶予期間
①普通貨物自動車	H8年9月30日以前	猶予期間を経過しているため、規制対象地域内を運行することはできません。
	H8年10月1日～H15年12月31日まで	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日以降の車検証の有効期間満了日
②大型バス	H5年9月30日以前	猶予期間を経過しているため、規制対象地域内を運行することはできません。
	H5年10月1日～H15年12月31日まで	初度登録日から起算して13年間の末日に当たる日以降の車検証の有効期間満了日
③特種自動車	H7年9月30日以前	猶予期間を経過しているため、規制対象地域内を運行することはできません。
	H7年10月1日～H15年12月31日まで	初度登録日から起算して11年間の末日に当たる日以降の車検証の有効期間満了日

※初度登録から継続車検を受けている普通貨物自動車は初度登録日から10年（バスは13年、特種自動車は11年）で猶予期間が満了します。ただし、車検切れ等で初度登録月と車検証の有効期間満了月が異なる場合は、車検証の有効期間満了日まで猶予期間が伸びます。（最大11ヶ月）

※首都圏4都県で実施されているディーゼル車規制に適合する「後付装置」を装着された車両であっても、PM（粒子状物質）のみの除去装置である場合は、本県の運行規制の対象となります。

3 規制対象外の自動車の種類

特種自動車（8ナンバー車）のうち次の車体の形状の自動車は、規制の対象外となります。

- ①医療防疫車 ⑥移動電話車 ⑪入浴車 ⑯クレーン車 ⑭はしご車 ⑮空港作業車 ⑯写真撮影車 ⑰電気作業車
- ②採血車 ⑦放送中継車 ⑫ボイラー車 ⑮くい打車 ⑬ポンプ車 ⑭構内作業車 ⑮事務室車 ⑯電源車
- ③軌道兼用車 ⑩理容・美容車 ⑮検査測定車 ⑯コンクリート作業車 ⑭コンプレッサー車 ⑮工作車 ⑯加工車 ⑰照明車
- ④図書館車 ⑨消毒車 ⑮穴掘建柱車 ⑯コンベア車 ⑭農業作業車 ⑮工業作業車 ⑯食堂車 ⑰架線修理車
- ⑤郵便車 ⑩寝具乾燥車 ⑮ウインチ車 ⑯道路作業車 ⑯クレーン用台車 ⑮レッカーチー車 ⑯清掃車 ⑰高所作業車

4 規制対象としないケース

- 災害等の場合
- 車検又はナンバープレートへの封印の取り付けを受ける場合
- 臨時運行又は回送運送の許可（道路運送車両法）を受けている場合
- 幅2.5m、重量44トン、高さ4.1m、長さ19m又は、最小回転半径12mを超える車両であって、道路法による特殊車両の通行許可を受けた経路で運行する場合（道路法の通行許可以外にも、道路交通法や道路運送車両法等により通行許可等が必要な場合がありますのでご注意下さい）

5 検査体制

カメラ検査（一部自動カメラ）、街頭検査及び立入検査を実施しています。

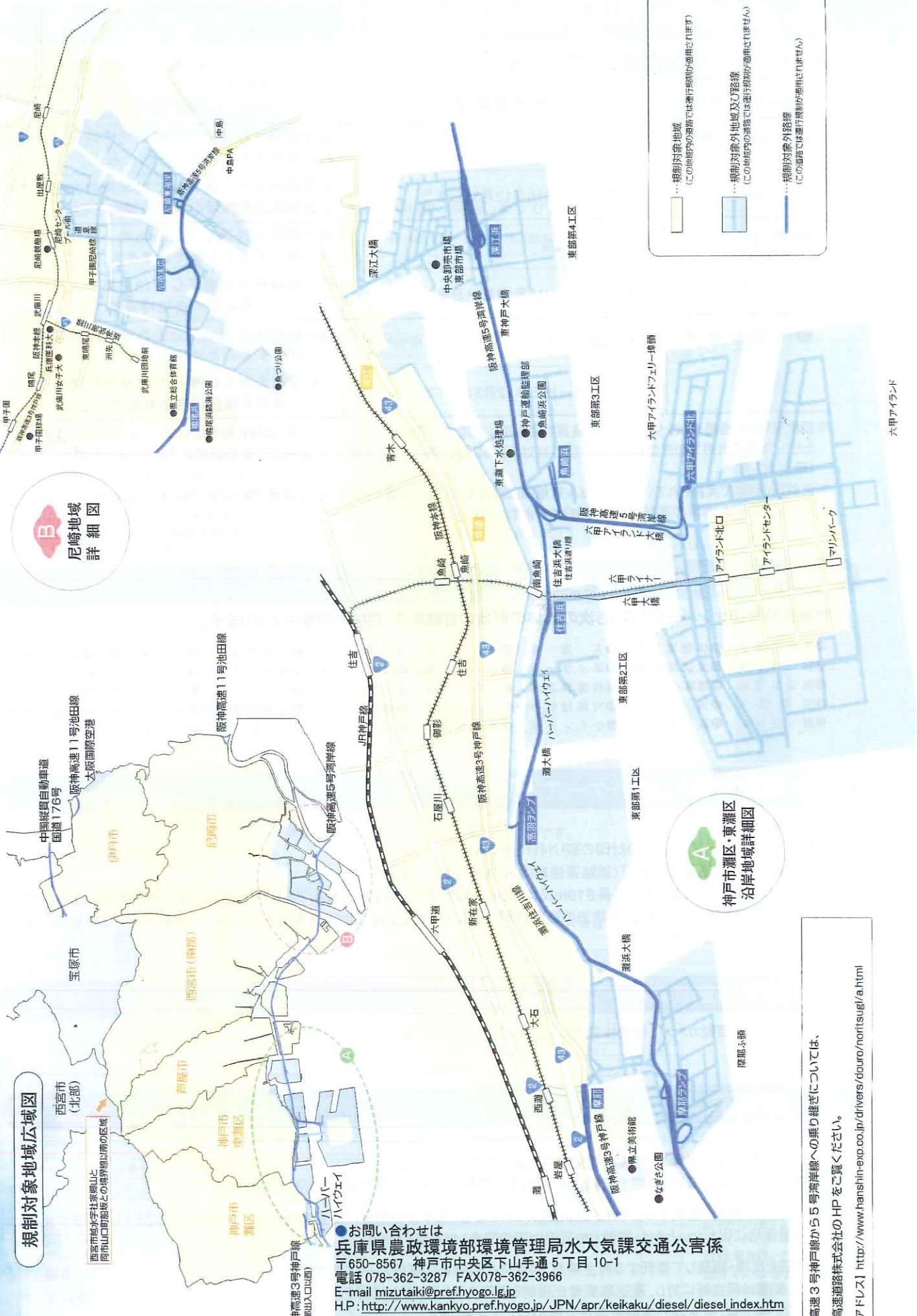
6 罰則等

- 基準を満たない自動車で、規制対象地域を運行することはできません。
運行禁止規定に違反した場合、運転者・使用者に罰則（20万円以下の罰金）が適用されます。
- 運行禁止規定に違反するおそれがあると認められる場合、知事は使用者に措置命令を発することとしています。
措置命令に従わないときは、罰則（20万円以下の罰金）が適用されます。
- 運送を反復・継続して委託する荷主等が、委託先の自動車の運行ルートを指定するなど、その運行に深くかかわっている場合、知事は荷主等に対し、運送事業者が規制を遵守するよう必要な措置をとることを勧告できることとしています。勧告に従わない場合は、荷主等の事業者名が公表されることがあります。

規制対象地域

2

規制対象地域広域図



お問い合わせは
兵庫県農政環境部環境管理局水大気課交通公害係
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1
電話 078-362-3287 FAX 078-362-3966
E-mail mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp
H.P. http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/keikaku/diesel/diesel_index.htm

●ディーゼル自動車等買い替え支援のご案内
兵庫県では、中小企業者を対象として、現に使用している自動車を最新規制適合車等に買い替える場合について、支援制度を設けています。
詳しくは、兵庫の環境から助成と融資
<http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html>をご覧ください

阪神高速3号神戸線から6号湾岸線への乗り継ぎについては、
<http://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/douro/noritsug/al.html>

阪神高速道路株式会社のHPをご覗ください。
<http://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/douro/noritsug/al.html>